

国都安第 60 号  
令和 2 年 9 月 8 日

各都道府県・政令市 防災まちづくり事業所管部局長 殿

国土交通省 都市局 都市安全課長  
(公印省略)

防災移転計画制度の創設を踏まえた災害ハザードエリアからの移転の更なる促進について  
(移転に関連する各種制度の紹介)

平素より、防災・減災まちづくりの推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、防災・減災のまちづくりの推進において重要な取り組みである、災害ハザードエリアからの移転の促進を図るため、先の通常国会において改正された都市再生特別措置法改正法が公布(令和 2 年 6 月 10 日)され、新たに「防災移転計画制度(※)」が創設されるとともに、同改正法の施行通知が発出(令和 2 年 9 月 7 日付け国都まち第 55 号、国都計第 83 号、国都公景第 76 号、国都街第 66 号、国都制第 60 号、国都安第 58 号、国住街第 111 号)されました。併せて、事業制度においては、令和 2 年度予算において、防災集団移転促進事業の要件緩和等が措置されたところです。

については、特に移転の促進を軸とした防災まちづくりの業務の一助となるよう、災害ハザードエリアからの移転を進めるための各種制度について、新設あるいは既存の制度も含め、改めてその概要を取りまとめましたので、貴職の業務の参考となれば幸いです。

さらに、3. のとおり、移転に対する知識・経験やノウハウの共有等、移転の促進を支援するための仕組みとして、「防災移転まちづくりワーキンググループ」等のサポート体制を設けているところ、積極的な参画をお願いいたします。

なお、本通知の内容について、貴管下の市町村(政令市を除く。)にも通知いただくようお願い申し上げます。

※ 防災移転計画制度＝都市再生特別措置法第 81 条第 13 項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業のことを指します。

記

1. 防災移転計画制度(居住誘導区域等権利設定等促進事業)の概要

本制度は、災害ハザードエリアから安全なエリアへの移転を、市町村がコーディネータとなって進めることができるツールであり、移転に関する具体的な計画(＝防災移転計画)を市町村が作成できるようにするとともに、当該計画に従って、移転に係る不動産登記手続きを市町村が代行等できるものです。

また、本制度に関しては、①移転に係る不動産鑑定等の費用に対する財政支援策(※)が設けられているとともに、土地・建物の権利関係の迅速な把握等、防災移転計画の策定が円滑に進むよう、②計画策定において固定資産税情報等を活用することができます(※※)。このほか、移転先において開発許可が必要となる際、市町村等の開発許可権者において③開発許可の申請に係る手数料を減免し、住民の負担を軽減することも考えられますので、是非とも活用をご検討ください。

※防災集団移転促進事業やコンパクトシティ形成支援事業(居住機能の移転促進に向けた調査)を実施する場合

※※詳しくは、以下をご参照ください。

- ・地籍調査により把握・保有された居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内の土地の所有者等に関する情報の内部利用について(令和2年9月7日付け国都計第74号)
- ・固定資産税の課税のために利用する目的で保有する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内の土地等の所有者に関する情報の内部利用について(令和2年9月7日付け国都計第75号)

## 2. 防災集団移転促進事業の制度改正

防災集団移転促進事業における令和2年度制度改正については、令和2年4月1日付け国都安第252号にて通知したところですが、住宅の集団的な移転の促進をより加速化するため、住宅団地の規模要件の緩和等を措置したところ、改めて周知すると共に、積極的なご活用をお願い致します。

## 3. 防災移転まちづくりワーキンググループの設置

国土交通省においては、各地方公共団体における事前復興準備の取組を進めるためのサポート体制として、本年6月、「復旧・復興まちづくりサポーター制度」を設置したところですが、このたび本制度の下に、防災移転について関心のある自治体に対して、積極的に制度の周知や情報交換、課題の共有等を行うため「防災移転まちづくりワーキンググループ」を設置しました。詳しくは、令和2年8月3日付の事務連絡をご参照頂ければと存じますが、随時、参加自治体を募集しておりますので、積極的なご参画をお願い致します。

## 4. 移転に関する事業のご紹介

移転に関する事業には、前述のほか、以下のとおり多様な制度が設けられております。これらはいずれも、防災移転計画の実施にあたり活用も可能ですので併せてご検討ください。

- (1)コンパクトシティ形成支援事業(居住機能の移転促進に向けた調査)(都市局都市計画課)
- (2)がけ地近接等危険住宅移転事業(住宅局建築指導課)
- (3)都市構造再編集中支援事業(都市局市街地整備課)

防災・減災のまちづくりの推進においては、災害ハザードエリアからの移転の促進が極めて重要であるところ、構想段階での疑問から、具体的な事業実施にあたってのご相談まで、以下にて幅広く受け付けておりますので、宜しく願いいたします。

以上

<p>【問い合わせ先】 国土交通省 都市局 都市安全課 専門調査官 榎田、係長 松岡 電話:03-5253-8400 メール: enokida-k2p9@mlit.go.jp, matsuoaka-r2rx@mlit.go.jp</p>
--